

## 第5章 住民意見等の概要及び都市計画決定権者 の見解



## 第5章 住民意見等の概要及び都市計画決定権者の見解

### 5.1 方法書についての住民意見等の概要及び都市計画決定権者の見解

#### 5.1.1 住民等の一般意見の概要及び都市計画決定権者の見解

方法書に対する住民等の一般意見の提出はなかった。

#### 5.1.2 県知事意見及び都市計画決定権者の見解

方法書に対する県知事からの意見及び事業者(都市計画決定権者)の見解は、表5.1-1(1)～(7)に示すとおりである。

表 5.1-1(1) 方法書についての知事意見及び都市計画決定権者の見解

知事意見	都市計画決定権者の見解
<p><b>【前文】</b> 計画段階環境配慮書の文献調査において、対象事業実施区域には、特異な地形・地質や歴史的・文化的環境に係る埋蔵文化財包蔵地や御嶽・拝所等の分布は確認されていないことから、本事業の実施によるこれらの環境要素に対する影響はその他の環境要素に比べ小さくなると考えられる。一方、対象事業実施区域周辺の海域はサンゴ類の分布が確認され、シギ・チドリ類などの重要な種の飛来の可能性があり、本事業の実施による海域への影響について配慮する必要があることから、環境影響評価の実施に当たっては、事業特性、地域特性を踏まえた上で、環境影響評価を実施する必要がある。</p>	<p>環境影響評価の実施に当たっては、項目別の環境要素への影響の程度について事業特性、地域特性を踏まえた上で、環境影響評価を実施しました。</p>
<p>環境影響評価の結果は、本事業に係る環境保全措置、その他事業内容に関する決定に反映することにより、本事業に係る環境の保全について適切な配慮がなされることが重要であることから、今後、決定するとしている具体的な事業計画等に環境影響評価の結果を反映できるよう、環境影響評価の実施に当たっては、慎重かつきめ細やかな調査、予測及び評価を実施する必要がある。</p>	<p>今後、決定する実施設計等に環境影響評価の結果を反映できるよう、調査、予測及び評価を実施するように努めました。</p>
<p>以上を踏まえ、下記に示す事項について、本方法書の内容に検討を加えて調査、予測及び評価を行うこと。また、適切な環境保全措置を検討し、環境への負荷を可能な限り低減することにより、地域の生活環境及び自然環境の保全に万全の措置を講じること。</p>	<p>本方法書の内容に検討を加えて調査、予測及び評価を行うとともに、実行可能な環境保全措置を検討し、環境への負荷を可能な限り低減させ、地域の生活環境及び自然環境の保全に万全の措置を講じるように努めました。</p>
<p><b>【事業計画等】</b> <b>1 事業の規模及び内容について</b></p>	
<p>(1) 施設計画について、対象事業実施区域内で計画されている道路や通路、施設供用時に設置する駐車場、フェンス、夜間照明等も含め、各施設の配置、形状等の内容を平面図、断面図等を用いてより詳細に記載すること。</p>	<p>施設計画を確認する為の資料として、平面図等にフェンス、屋外照明等の位置や形状を示した図面を記載しました。 周辺施設へ配慮した内容として、パースで壁面の色彩を変えた資料を準備書に記載しました。</p>
<p>(2) 水利用に係る計画については、施設別の給水量を詳細に記載すること。</p>	<p>基本計画を作成した際にプラントメーカーを対象としたごみ処理方式検討に必要な技術調査を実施しており、その結果を使用してまとめました。</p>
<p>(3) ア. 排水計画について 計画施設で発生するプラント排水について、クローズド方式で処理するとしているが、当該処理方式の詳細及び計画処理水量を記載する必要がある。また、焼却施設の冷却水、計画施設において使用する水の収支についても具体的に記載すること。</p>	<p>排水方式は、現時点で想定した雨水排水計画を準備書に記載しました。</p>
<p>イ. 雨水排水計画については、対象事業実施区域からの雨水流出量の算定に用いた降雨強度を示した上で、具体的に記載すること。また、施設の屋根に降った雨水の再利用の用途及び使用水量、雨水の貯留容量、水質についても具体的に記載すること。</p>	<p>雨水排水計画として降雨強度を示して、雨水流出量を算定しました。施設の屋根に降った雨水の再利用については、計画していません。 雨水排水計画として、施設の屋根の面積、緑地面積、過去10年の平均降雨量、流出係数、植栽への散水量より、利用可能な雨水量の推計、散水利用水量の推計を算定しました。施設の屋根に降った雨水の再利用については、計画していません。 また、雨水の貯留容量、水質については、実施設計段階において、具体的に決定する予定です。</p>

表 5.1-1(2) 方法書についての知事意見及び都市計画決定権者の見解

知事意見	都市計画決定権者の見解
ウ. スtockヤードの稼働に伴う海域生物への影響に対する環境影響評価の項目の選定理由として、「施設の供用に伴い雨水排水等が発生し、海域へ排水することにより、周辺海域の海域生物に影響を及ぼす可能性がある」としていることから、Stockヤードを被覆型にする、または発生する雨水排水については冷却水として使用するなど、場内処理を検討し、海域放流を行わない方法についても検討すること。	Stockヤードに屋根を設置して被覆型とする計画とし、雨水排水の利用はありません。
(4)ア. 緑化計画について 緑化する範囲、面積、使用する樹種等を準備書において明らかにし、緑化する範囲については、駐車場をはじめとした場内緑化や壁面・屋上緑化等についても検討し、積極的な緑化に努めること。また、緑化計画の検討に当たっては、浦添市景観まちづくり計画の景観形成基準及び那覇市景観計画に基づいた緑化計画を検討するとともに、植栽には在来種を使用すること。	緑化計画を示す図面として、Stockヤード、駐車場、敷地周辺で緑化率が22.2%程度となるように図面作成しました。緑化部分は、方法書と同様に『緑色』で表示しました。
イ. 緑化計画で使用する樹種については、施設の立地状況や中央卸売市場側の沿道の景観に配慮し、高木を植える計画としていることから、慎重に検討すること。 また、現在生育するテリハボク等の樹木については、その取扱いについても緑化計画に記載すること。	緑化計画については、陸域植物の調査結果を参考のうえ、植栽木は沖縄島在来種を使用する計画としました。 また、景観への配慮として、現在生育するテリハボクを西側に集中して配置する平面図を作成し、準備書に記載しました。
(5) 施設及び廃棄物運搬車両からの悪臭に対する対策を、具体的に記載すること。	プラットホーム内の対策として、2重扉と脱臭装置を計画しています。
(6) 事業計画については、温暖化対策の観点から、廃棄物発電設備の導入や焼却に伴う廃熱を有効利用するなど、可能な限り最新の技術を採用し温室効果ガスの低減が図られた計画とすること。 また、事業計画の策定に当たっては、廃棄物の排出抑制等、循環型社会の構築に向けた環境教育も併せて実施できる計画を検討すること。	余熱利用計画として、蒸気タービンによる発電を計画しています。循環型社会の構築に向けた環境教育の一環として、太陽光発電を計画しています。 廃棄物の排出抑制等、循環型社会の構築に向けた環境教育も併せて実施できる計画を検討した結果を準備書に記載しました。
<b>2 工事計画について</b>	
(1) 月ごとの具体的な工事工程を施工地区ごとに把握できるよう記載すること。	工事工程は土木工事2工区と建築工事、プラント工事及び外構工事に分けた工程表を作成し、準備書に記載しました。
(2) 施工計画については、各工程における工法、造成計画、建設機械稼働計画（種類、稼働台数、稼働位置、走行経路等）等の工事に係る各計画、防災計画（赤土等流出防止対策を含む）、廃棄物処理計画、管理体制等を記載すること。	施工計画については、各工程における工法、建設機械稼働計画（種類、稼働台数、稼働位置、走行経路等）等の工事に係る各計画、防災計画（赤土等流出防止対策を含む）、廃棄物処理計画、管理体制等を準備書に記載しました。 なお、切土・盛土を伴う土地造成はありません。
(3)ア. 造成計画について 切土・盛土が発生する場合の土地の高低の変化については、詳細な平面図・断面図を用いて記載すること。	造成計画はありません。
イ. 土壌の種類・性質は、粉じんや雨水等の浸透、植物の生育等に影響することから、土地の造成に用いる土砂等については、その種類、土質、性状を十分に検討し、準備書に記載すること。	土地の造成計画はありませんので、現状と同じです。 なお、プラント掘削工事に伴う粉じん等は、7.2 大気質の予測及び評価の項目に記載しました。
(4) 赤土等流出防止計画については、赤土等による水の濁りを予測及び評価する際に基本的な情報となることから、以下の点について、可能な限り具体的に記載すること。	

表 5.1-1(3) 方法書についての知事意見及び都市計画決定権者の見解

知事意見	都市計画決定権者の見解
ア. 各工程の裸地面積及び集水域の状況、赤土等流出防止施設の配置計画。	集水面積は、計画地の敷地面積である2,4159haと設定しています。なお、流出濁水対策装置（敷地周辺に小堤及び素掘水路を配置）及び濁水最終処理対策装置（ろ過式沈殿池、濁水処理装置）を設置し赤土等流出防止対策を計画しています。
イ. 本事業により発生する赤土等による濁水の処理方法。	方法書と同じ沈殿池の計画とすることで考えています。
ウ. 最終沈殿池の必要容量について、対象裸地面積から仮表土保全措置の区域を除外するとしているが、対象裸地面積から除外しないこと。	上記ア)の算出において、仮表土保全措置を除外しないで算出するように指示します。
(5)ア. 施工方法について 夜間工事は避けるべきであるが、やむを得ず夜間工事を行うことが想定される場合には、照明の設置位置や数、種類等について、具体的に記載し、動植物、生態系及び景観への影響について環境影響評価の実施を検討すること。	夜間工事は実施しません。
イ. 建設機械や資機材を準備するための工事施工ヤードを計画している場合は、その計画を示し、必要に応じて工事施工ヤードの使用による影響について環境影響評価を実施すること	工事ヤードは設置しません。
<b>【環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法】</b>	
<b>3 環境影響評価の項目の選定について</b>	
評価項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たり、専門家等の助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を併せて明らかにするとともに、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにすること。	専門家等の助言を受けたときは、その内容及び専門家等の専門分野や所属機関の種別についても明らかにします。
対象事業実施区域及び周辺は埋立地であり、液状化危険度が極めて高いと報告されていることから、対象事業実施区域及び周辺における粒度組成を調査し、必要に応じて、地盤沈下を評価項目として選定することを検討すること。	<p>液状化危険度が極めて高いとされているのは、沖縄県の広い範囲で震度6弱程度の揺れが起きたと想定された場合(※1)のことで、造成等の工事を想定したものではありません。</p> <p>地盤沈下の原因は主として地下水の過剰な汲み上げにより地層が収縮することによるとされていますが、沖縄県においては、この現象による地盤沈下事例は平成28年度現在までのところ認められていません(※2)。</p> <p>また、当該事業予定地の隣にある現浦添市クリーンセンターの建設時(1982年12月竣工)及び供用時において、地盤沈下が起きたということはなく、施設周辺の当該埋立地でも液状化による地盤沈下の事例は確認されませんでした。</p> <p>以上のことから、工事中及び存在・供用時に車両や機械・設備の振動に起因する地盤への影響はほとんどないと考えられることから、地盤沈下を評価項目としては選定しないと判断しました。</p> <p>※1参考：「平成25年度沖縄県地震被害想定調査報告書」(平成26年3月、沖縄県知事公室防災危機管理課)          ※2参考：「平成30年度版環境白書(平成29年度報告)」(平成31年3月、沖縄県環境部環境政策課)</p>
地盤沈下を選定しなかった理由については、配慮書に対する知事意見に対応していないことから、再度、選定しなかった理由について検討し、その内容を記載すること。	同上
評価項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たり、専門家等の助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を併せて明らかにするとともに、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにすること。	専門家等の助言を受けたときは、その内容及び専門家等の専門分野や所属機関の種別についても明らかにします。

表 5.1-1(4) 方法書についての知事意見及び都市計画決定権者の見解

知事意見	都市計画決定権者の見解
<b>4 環境影響評価の手法等に係る全体的事項について</b>	
(1)環境影響評価の手法を選定し、または環境影響評価を行う過程において項目の選定に係る新たな事情が生じた場合にあっては、必要に応じ選定した項目の見直しを行うこと。	現地踏査の結果、重要な地形・地質及び御嶽・拝所等は確認されなかったため、準備書では地形・地質、歴史的・文化的環境の項目を非選定にしました。
(2)既存調査結果を環境影響評価に活用する場合は、可能な限り最新の文献等を用いるなど、その既存調査結果が現況を現しているとする妥当性並びに予測及び評価において必要とされる水準を確保していることの科学的根拠を記載すること。また、類似事例の引用による定性的な予測を行う場合にあっては、引用する事例の類似性から妥当性を検討し、その内容を記載すること。	既存調査結果の活用に当たっては、可能な限り最新の文献等を用い、その妥当性を検討し、予測及び評価において必要なデータ水準が確保されているか等の根拠を記載するようにします。類似事例についても、妥当性を検討し、その内容を準備書に記載しました。
(3)環境保全措置の検討に関する事項については、技術指針に記載されている内容を踏まえ、適切に検討すること。検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討すること。	環境保全措置の検討に関する事項については、技術指針に記載されている内容を踏まえ、適切に検討するとともに、環境影響の回避・低減を優先的に実施し、準備書に記載しました。
(4)環境影響評価の調査、予測及び評価の手法の選定は、評価項目ごとに評価項目の特性及び本事業が及ぼすおそれがある環境影響の重大性について客観的かつ科学的に検討を行うとともに、計画段階配慮事項についての検討において収集及び整理した情報並びにその結果を最大限活用すること。	環境影響評価の調査、予測及び評価の手法の選定並びに計画段階配慮書で収集及び整理した情報や結果の活用については、貴見の通り実施します。
(5)工事中の「資機材の運搬車両の走行」に係る環境影響評価は、工事関係者の通勤に用いる車両の走行による影響を選定すること。また、供用時の「廃棄物運搬車両の走行」に係る環境影響評価は、施設等の関係車両や一般利用者等の車両の走行による影響を含め、調査、予測及び評価の手法を選定すること。	「資機材の運搬車両等」には、工事関係者の通勤に用いる車両が含まれています。また、「廃棄物運搬車両等」には、施設等の関係車両や一般利用者等の車両の走行も含まれています。なお、一般利用者等については、施設見学に訪れる大型バス等になりますが、将来も現状と同じであると想定していますので、増加分にはカウントしないことにしています。
(6)本事業の環境影響評価の項目ごとの評価に当たっては、現施設との比較も行うこと。	可能な限り現施設との比較を行います。ただし、現施設は稼働中であり、停止できないため、現況調査において現施設の影響を除外することが困難な項目については、現施設の負荷を加えて安全側の予測及び評価を実施します。
<b>【大気環境】</b>	
<b>5 大気質、騒音、低周波音、悪臭について</b>	
(1)上層気象の現地調査については、大気汚染物質の拡散の特性を踏まえ、調査地域における大気汚染に係る環境影響を予測及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる高度、期間、時期及び時間帯とすること。	上層気象調査については、逆転層の発生を把握するために高度別に気温を測定します。この逆転層には、主として前線性逆転層、沈降性逆転層、接地逆転層の3種類があり、このうち接地逆転層は、冬季の移動性高気圧に覆われた時の放射冷却によって生じます。一方、前線性及び沈降性逆転層は移動性高気圧等の気圧配置は、県内での発生の有無や時期の特定の困難です。このため、今回は逆転層の状況を適切に把握できるように4季に実施しました。また、高度については、沈降性逆転層が発生する下限が高度1000m前後になることが多いことから、これを把握できるように高度1500mまでとしました。
(2)騒音及び低周波音の予測については、コンター図を作成し、拡散や合成の状況を図示した上で、評価を行うこと。	騒音及び低周波音の予測及び評価に当たっては、可能な限りコンター図を作成しました。

表 5. 1-1 (5) 方法書についての知事意見及び都市計画決定権者の見解

知事意見	都市計画決定権者の見解
(3)ア. 悪臭について 悪臭の漏洩に係る予測方法については、可能な限り定量的な予測を実施し、事業の影響について評価を行うこと。	悪臭の漏洩については、可能な限り定量的な予測を実施し、事業の影響についての評価を実施します。
イ. 悪臭に係る調査方法については、測定当日の風向き等を勘案し調査地点を設定するとともに、地点設定の根拠を詳細に記載すること。	悪臭の調査は、悪臭の発生源の風下に調査地点が位置するように風向等を考慮して設定し、その根拠を準備書に記載しました。
<b>【水環境】</b>	
<b>6 赤土等による水の濁りについて</b>	
(1)調査期間等を「平常時4季、降雨時2回（梅雨時期）」としているが、近年増加している集中豪雨時についても把握すること。また、降雨時調査期間は、降雨の降り始めから降り終わりまでとするとともに、降雨中のみでなく、降雨後の通常の状態に戻るまで調査を行うこと。	降雨時2回（梅雨時期）としていましたが、集中豪雨時を含めた降雨時2回としました。また、降雨の降り始めから降り終わりの濁水流入状況を把握するため、既設の排水路及び排水路前面海域1地点に濁度計を設置し、濁りの状況を測定しました。設置期間は、降雨が見込める5月～7月の3ヵ月間としました。
(2)調査地点及び予測地点の設定については、「工事による赤土等の水の濁りの環境影響を的確に把握できる地点」としていることから、地点の設定に当たっては、流況や数値シミュレーション等の結果を勘案し、地点選定の妥当性の科学的根拠を準備書に記載すること。	地点の設定に当たっては、流況や数値シミュレーション等の結果を勘案し、地点選定の妥当性の科学的根拠を準備書に記載しました。
(3)調査方法については、海洋観測指針など技術指針に記載された方法を選定するとともに、参考にした調査方法や文献等については、出典を記載すること。	調査方法については、海洋観測指針など技術指針に記載された方法を選定するとともに、参考にした調査方法や文献等については、出典を準備書に記載します。
<b>7 水の汚れ及び底質について</b>	
(1)海域における調査地点及び予測地点については、「施設からの排水による水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる事業実施区域周辺海域」としていることから、地点の設定に当たっては、流況や数値シミュレーション等の結果を考慮し、地点選定の妥当性の科学的根拠を準備書に記載すること。	地点の設定に当たっては、流況や数値シミュレーション等の結果を考慮し、地点選定の妥当性の科学的根拠を準備書に記載しました。
(2)海域の水質調査については、潮汐の影響を受けることから、潮汐の影響も考慮し、調査すること。	海域の水質調査は、潮汐の影響を受けることから潮汐の影響も考慮し、陸域からの影響が確認できる下げ潮時及び上げ潮時に調査を実施しました。
(3)水の汚れの予測方法として選定している数値シミュレーションについては、二次元多層モデルや三次元モデルを選定するなど、流況等を勘案したモデルを選定すること。	水の汚れの予測方法として選定している数値シミュレーションは、二次元多層モデルを用いて実施しました。
<b>【自然環境】</b>	
<b>8 生物全般について</b>	
(1)動植物及び生態系への影響の予測手法は、可能な限り定量的に予測する手法を選定すること。選定に当たって、新規の手法を用いる場合やその他の環境影響の予測に関する知見が十分に蓄積されていない場合にあっては、当該手法による予測の不確実性の程度及び不確実性に係る環境影響の程度を明らかにすること。	動植物及び生態系への影響の予測手法は、可能な限り定量的に予測する手法を選定しました。選定に当たって、新規の手法を用いる場合やその他の環境影響の予測に関する知見が十分に蓄積されていない場合は、当該手法による予測の不確実性の程度及び不確実性に係る環境影響の程度を明らかにしました。

表 5.1-1(6) 方法書についての知事意見及び都市計画決定権者の見解

知事意見	都市計画決定権者の見解
(2)対象事業実施区域全域の土地の改変履歴を調査した上で、生息・生育している可能性のある外来種を把握し、沖縄県対策外来種リストに掲載された種が確認された場合には、工事の実施において、外来種の拡散防止について検討し、記載すること。	対象事業実施区域全域の土地の改変履歴を調査した結果、現在の施設(伊奈武瀬野球場)以外の目的で使用された履歴はありませんでした。また、生育・生息する可能性のある生物について、文献その他資料調査により整理し、外来生物法や、沖縄県対策外来種等の指定外来種等の抽出を行いました。 なお、現地調査の結果、指定外来種が確認されたため、工事の実施において、指定外来種の拡散防止について検討し、準備書に記載しました。
(3)植物の調査期間については、植物の生態的な特性を考慮した上で、植物が十分に生育し、目視等で確認しやすい時期に設定すること。また、調査期間を設定した具体的な根拠を示すこと。	植物の調査期間は、植物の生態的な特性を考慮した上で、植物が十分に生育し、目視等で確認しやすい春季と秋季の2季に設定しました。また、調査期間を設定した具体的な根拠を準備書に記載しました。
(4)動物の調査期間については、動物の生態的な特性を考慮した上で、渡りや繁殖期についても設定すること。また、調査期間を設定した具体的な根拠を示すこと。	動物の調査期間は、渡りや繁殖期などの特性を考慮した上で、設定しました。また、具体的な根拠を準備書に記載しました。
<b>9 陸域生物について</b>	
(1)陸域植物の調査については、自生種、逸出種及び帰化種等の区分、帰化率を整理し、緑化計画に活用すること。	陸域植物の調査は、自生種、逸出種及び帰化種等の区分、帰化率を整理し、緑化計画に活用しました。
(2)陸生甲殻類については、調査時期を夏季のみとしているが、季節変動を把握するため、他の季節についても調査を実施し、個体数調査についても検討すること。	陸生甲殻類の調査時期は、季節変動を把握するため、春季と秋季を追加しました。個体数調査は、重要種である場合は個体数を記録しました。その他の種は、簡易的なCR法などによる個体数調査を実施しました。
(3)対象事業実施区域に生息する陸域動物種は、工事中の資機材運搬車両や施設等の供用時における車両の走行により轢死する可能性があることから、車両の走行による重要な種への影響について予測及び評価を行うこと。	対象事業実施区域に生息する陸域動物種について、車両の走行による重要な種への影響についての予測及び評価を実施しました。
(4)哺乳類や鳥類などの移動能力の高い動物については、周辺の生息域への逃避及び分散の影響について予測を行うこと。さらに、これら個体又は個体群の逃避及び分散先への影響について予測及び評価を行うこと。	現地調査において、移動能力の高い重要な哺乳類や鳥類が確認されたため、周辺の生息域への逃避及び分散の影響について予測しました。また、これらの種の逃避及び分散先の影響についても予測しました。
(5)供用後の夜間照明等による動物に対する影響についても、予測及び評価すること。	供用後の夜間照明等による動物に対する影響についても、予測及び評価を実施しました。
<b>10 海域生物について</b>	
(1)海藻草類については、夏季と冬季に調査を実施するとしているが、海藻草類の季節的な消長及び生育状況を考慮し、春季における調査を追加すること。	海藻草類の定点調査は、季節的な消長及び生育状況を考慮して、春季調査を追加しました。
(2)サンゴ類への影響の予測及び評価に当たっては、当該海域を対象に行われた各種調査結果等を参考に、環境状況の過去からの変遷についても十分考慮すること。	サンゴ類への影響の予測及び評価に当たっては、各種調査結果を参考に、環境状況の過去からの変遷についても整理しました。

表 5.1-1(7) 方法書についての知事意見及び都市計画決定権者の見解

知事意見	都市計画決定権者の見解
(3)サンゴ類の調査時期については、赤土等による水の濁りがサンゴ類へ与える影響が適切に把握できるよう、必要に応じて追加すること。	サンゴ類の調査時期は、季節的な変化がほとんどないため、1季（夏季）としました。
<b>11 生態系について</b>	
供用後の夜間照明による陸海域生態系への影響についても予測及び評価を行うこと。	陸域生態系は、供用後の夜間照明による影響について予測及び評価を行いました。 海域生態系については、照明器具と海域との間に護岸・堤防などの構造物があり、照明方向も海域に向けないため、予測及び評価は行いませんでした。
<b>【人と自然との触れ合い】</b>	
<b>12 景観について</b>	
(1) 主要な視点場については、人と自然との触れ合い活動の場として高い価値を有すると考えられる地域住民により頻繁に利用されている場、不特定多数の人々が利用する場、レジャー等で利用されている場、浦添西海岸道路沿線の沿岸域においても設定すること。	主要な視点場として、人と自然との触れ合い活動の場として高い価値を有すると考えられる地域住民により頻繁に利用されている場、不特定多数の人々が利用する場、レジャー等で利用されている場、浦添西海岸道路沿線の沿岸域においても設定しました。
(2) 囲繞景観について ア. 「囲繞景観の価値の変化」の予測に当たっては、価値の変化に対する認識を把握するためヒアリング調査やアンケート調査等の実施を検討すること。	「囲繞景観の価値の変化」の予測に当たっては、景観の変化が大きい場において、価値の変化に対する認識を把握するためヒアリング調査等を実施しました。
イ. 囲繞景観は、場の状態や利用の状態についても把握する必要があることから、人と自然との触れ合い活動の場の調査期間等と整合を図り、調査期間等を設定すること。	囲繞景観は、場の利用として「人と自然との触れ合い」に限りませんが、必要な場においては人と自然との触れ合い活動の場の調査期間等との整合を図りました。
(3) 施設の存在が中央卸売市場等周辺施設に対して威圧感を与えないように、構造物の位置、形態、色彩等も踏まえ構造物の存在による景観への影響についても予測及び評価を行うこと。	中央卸売市場等周辺施設における景観について予測及び評価を実施しました。
(4) 供用後の夜間照明による景観への影響についても予測及び評価を行うこと。	供用後の夜間照明による景観への影響についても予測及び評価を実施しました。
<b>【環境への負荷】</b>	
<b>13 廃棄物等について</b>	
(1) 工事中に発生する廃棄物については、廃棄物処理施設における受け入れ及び適正処理の可能性を定量的に予測し、事業の影響について評価すること。また、県内施設において処理できない品目があれば、調査地域及び予測地域に県外の廃棄物処理施設を必要に応じて追加すること。	工事中に発生する廃棄物については、処理・処分量を算出した上で、県内又は県外の廃棄物処理施設における受け入れ及び適正処理の可能性を定量的に予測し、準備書に記載しました。
(2) 本事業の工事期間及び供用時に発生する廃棄物については、可能な限り再資源化を図るとともに、発生する廃棄物の再資源化の状況等についても含めた上で、環境影響評価の実施を検討すること	工事期間及び供用時に発生する廃棄物については、可能な限り再資源化を図り、発生する廃棄物の再資源化の状況等についても含めた上で、環境影響評価を実施しました。
<b>14 温室効果ガス等について</b>	
環境影響評価の実施に当たっては、工事の実施における資機材運搬車両の走行及び建設機械の稼働並びにリサイクルセンターや事務所等の供用に伴って発生する温室効果ガスについても考慮すること。	工事の実施における資機材運搬車両の走行及び建設機械の稼働並びに焼却施設・破碎設備等や事務所等の供用に伴って発生する温室効果ガスについて予測及び評価しました。

## 5.2 準備書についての住民意見等の概要及び都市計画決定権者の見解

### 5.2.1 住民等の一般意見の概要及び都市計画決定権者の見解

準備書に対する住民等の一般意見は、郵送での提出分が表 5.2.1-1(1)～(2)、住民説明会での意見が表 5.2.1-2(1)～(3)、浦添市長からの意見は表 5.2.1-3 に示すとおりである。なお、那覇市長からの意見の提出はなかった。

表 5.2.1-1(1) 住民意見の概要及び都市計画決定権者の見解（郵送分）

住民意見の概要	都市計画決定権者の見解
第2章 都市計画対象事業の目的及び内容	
2. 2 対象事業の目的	
隣接する敷地に焼却施設ができることにより、十分な環境保全対策が行われているとはいえ、風評被害がおこることが懸念される。風評被害がおこらない対策、また、起こった際の対策について、浦添市としてはどのように考えていますか。	新施設では、臭気の漏れに配慮しプラットフォームへの扉やエアカーテン等を設置する予定になっています。また、臭気については、基準よりも厳しい指数を設定しています。風評被害を受けないようにきれいな施設を作り、周囲から懸念されない施設を計画していきます。また、エネルギー回収型施設として、ごみを資源として循環し、クリーンな施設として行きます。このような取り組みを小学校の施設見学等における環境教育の拠点として活用し普及啓発を図ることで風評被害の対策に努めてまいります。また、風評被害が生じた際は風評被害に関わる内容がないことを周知してまいります。
2. 4 対象事業の内容	
搬入車両（パッカー車等の大型車両）の増加に伴う交通渋滞について	運搬車の搬入時間は7時から15時までと想定しております。ただし、年末のごみ搬入が多い時期等は時間が伸びることも想定しています。午前中のピーク時において約2分30秒に1台の割合で通過すると想定しており、渋滞するとは考えておりません。また、西側の出入口のほか、卸売市場の繁忙時や本施設への搬入車両台数が増える年末の時期など、本施設西側道路の渋滞が発生するような状況となった場合への柔軟な対応がとれるよう、東側にも出入口を設ける予定です。また、構内道路も渋滞対策としての滞留スペース確保できるよう計画して行きます。
第7章 調査及び予測、評価の結果	
7. 2 騒音、7. 3 振動	
昼間・夜間の稼働中の騒音・振動について	新施設の計画において、低騒音・低振動型の設備機器等を使用すること、壁等の仕上げは必要に応じ騒音・振動対策を施すことを条件とします。
7. 4 低周波音	
低周波音による電波受信及び人体の影響について	新施設の計画において、低周波について発生障害が起こらない構造とすることを条件とする予定です。

表 5. 2. 1-1 (2) 住民意見の概要及び都市計画決定権者の見解（郵送分）

住民意見の概要	都市計画決定権者の見解
7. 5 悪臭	
処理物の悪臭対策について	<p>現施設より充実した対策（以下の事項）により、周辺への配慮をしたいと考え。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新施設には、プラットホームに扉（附属品としてエアカーテンも）を設け、ごみピットにも扉が設置される予定です。</li> <li>・ プラットホーム内の空気は炉の燃焼空気に利用されることから、プラットホーム内が負圧となり、悪臭が外部へ漏れることがない計画とします。</li> </ul> <p>また、悪臭防止法に基づいた臭気指数も法規制値18に対し、新施設では10を遵守することと計画しています（現施設の指数も18）。</p>
7. 17 景観	
物々しい建物による景観悪化について	<p>本市及び那覇市は、景観法に基づく景観行政団体であり、それぞれが景観法に基づく景観計画を策定しています。新施設においても、両市の景観計画による景観形成基準を遵守して計画し、極力建物の分節化や色彩による工夫を行い、周辺施設等への景観の配慮を行う予定です。また、敷地内緑化の充実や敷地境界への樹木配置、建物のセットバック等をあわせて行うことで、配慮したいと考えています。</p>
■その他	
対話や協議の場を持っていただきたい。浦添市の積極的な対応と協議環境づくりをお願いします。	建設工事等、必要に応じて、対話や協議してまいります。

表5.2.1-2(1) 住民意見の概要及び都市計画決定権者の見解（住民説明会の意見）

住民意見の概要	都市計画決定権者の見解
第2章 都市計画対象事業の目的及び内容	
2.2 対象事業の目的	
<p>なぜ、この場所に焼却炉を建て替えるのでしょうか。浦添市は「土地がない」と言ったが、浦添市には港川の電力側に土地が沢山あり、なぜ、向こうに持っていかなかったのでしょうか。5年、10年、20年後の展望を見ると、この場所は目の前にバースができ、将来的には海岸の埋立ても計画されていると思います。20万トン級のバースが接岸することで、ターミナルが建設されると、そのお客さんが一船に3千人乗っており、その受け皿として中央卸売市場をうまく利用して呼び込もうと考えています。利用価値の面に置いて非常にマイナス面が大きくなると思います。生鮮市場のすぐ傍に焼却炉があるというのは全国初だと思いますが、どういう風にとらえたらよいのでしょうか。「環境基準はクリアしています」で納得させられるのでしょうか。生鮮市場と焼却炉が一体になるのは全国初だと思います。生鮮市場のすぐ傍に焼却炉があるというのは、どう説明するのでしょうか。衛生上の問題があるのではないのでしょうか。火葬場もあり、中央卸売市場の環境問題として、矛盾していると思います。</p>	<p>伊奈武瀬地区は、ごみ焼却施設と卸売団地を計画するために埋め立てられている土地であり、当初より、次期建設地を確保した計画です。今回の整備については、埋立当初からの予定であることをご理解お願いします。</p>
<p>「食」という観点から申しますと、周辺にそういうものがあることについて懸念があります。風評被害について、どのように考えていますか。風評被害に苦しんでいるのが福島県です。贈答品として扱う場合は福島産の方が品質はいいが、貰う側はそうじゃないだろうということで、気を使っています。風評被害というのは、理屈ではない部分がありますので、考慮していただきたいです。</p>	<p>新施設では、臭気の漏れに配慮しプラットフォームへの扉やエアカーテン等を設置する予定になっています。また、臭気については、基準よりも厳しい指数を設定しています。風評被害を受けないようにきれいな施設を作り、周囲から懸念されない施設を計画していきます。また、エネルギー回収型施設として、ごみを資源として循環し、クリーンな施設として行きます。このような取り組みを小学校の施設見学等における環境教育の拠点として活用し普及啓発を図ることで風評被害の対策に努めてまいります。また、風評被害が生じた際は風評被害に関わる内容がないことを周知してまいります。</p>
2.4 対象事業の内容	
<p>焼却施設から出る熱エネルギーについて電力を作るのでしょうか。それは、売電するのでしょうか。</p>	<p>エネルギー回収型施設になりますので、ごみを燃やして、燃やした熱を利用して発電する計画です。発電力は施設稼働に利用し、余剰電力は売る予定です。</p>
<p>最新の施設ということでイメージしたが、煙突はありますか。</p>	<p>煙突はあります。高さは、今の施設の高さと同じ59mです。処理の仕方は、今の焼却の仕方と同じストローカ式となります。</p>

表5.2.1-2(2) 住民意見の概要及び都市計画決定権者の見解（住民説明会の意見）

住民意見の概要	都市計画決定権者の見解
<p>一日100台位の運搬車が入り出りすると思いますが、時間帯は、何時から何時までになりますか。市場関係者は午前中、出入りが忙しく、運搬車が来ると渋滞を起すと思っています。また、学校給食車は時間を間に合わせて行かないといけないため、渋滞の問題が起こると想定しています。</p>	<p>運搬車の搬入時間は7時から15時までと想定しております。ただし、年末のごみ搬入が多い時期等は時間が伸びることも想定しています。午前中のピーク時において約2分30秒に1台の割合で通過すると想定しており、渋滞するとは考えておりません。また、西側の出入口のほか、卸売市場の繁忙時や本施設への搬入車両台数が多くなる年末の時期など、本施設西側道路の渋滞が発生するような状況となった場合への柔軟な対応がとれるよう、東側にも出入口を設ける予定です。また、構内道路も渋滞対策としての滞留スペース確保できるよう計画して行きます。</p>
<p>那覇市は南風原町に焼却場があるが、浦添市と関係がありますか。</p>	<p>那覇市は、那覇市・南風原町で組合を作っており、浦添市は単独で処理していません。施設としては全く別となっており、組合としても別になります。</p>
<p>那覇市・南風原の処理施設は、処理能力としては同じぐらいでしょうか。</p>	<p>那覇市の方が人口も多いので、浦添市より施設は大きくなります。</p>
<p>那覇市と浦添市を広域圏にしてはどうでしょうか。新たに建設するよりも、この土地を別の方法で活用した方が、浦添市も税収が上がり、価値が上がると思います。</p>	<p>今の那覇市、南風原町の施設に浦添市のごみを持って行っても全量処理できません。また、那覇市・南風原町の施設は長寿命化計画をしていて、浦添市の施設の建て替え時期に合いません。今後は、次の建設で広域化するという可能性はありますが、現状としては、那覇市・南風原町の施設と広域化することは難しいです。</p>
<p>第6章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の方法</p>	
<p>今回の環境影響評価において、(調査結果の)数字が出ていますが、これ以外にも他に調査をしていますか。</p>	<p>基本的には、環境影響評価で調査して、評価したものを踏まえて、建設工事を実施する予定です。</p>
<p>第7章 調査及び予測、評価の結果</p>	
<p>7.5 悪臭</p>	
<p>那覇市・南風原の焼却場について、夜間、白い煙が出ています。焼却した場合、白い煙が出て住宅地に臭いが来ます。浦添市も煙が出るのでしょうか。臭いが出た場合はどうするのでしょうか。</p>	<p>基本的には、現施設と同じように環境基準に乗っ取って排出処理しています。小学生対象の環境学習講座で煙突を見てもらっていますが、煙突から出る煙は無害化されており、白い煙は出ておりません（※気温が低い時は、煙として排出されている水蒸気が白く見えることがあります）。なお、煙突から悪臭が漏洩した場合でも、焼却施設周辺では臭いが発生しないものとなります。                      現施設より充実した対策（以下の事項）により、周辺への配慮をしたい考え。                      ・ 新施設には、プラットホームに扉（附属品としてエアカーテンも）を設け、ゴミピットにも扉が設置される予定です。                      ・ プラットホーム内の空気は炉の燃焼空気に利用されることから、プラットホーム内が負圧となり、悪臭が外部へ漏れることがない計画とします。                      また、悪臭防止法に基づいた臭気指数も法規制値18に対し、新施設では10を遵守することと計画しています。（現施設の指数も18）</p>

表5.2.1-2(3) 住民意見の概要及び都市計画決定権者の見解（住民説明会の意見）

住民意見の概要	都市計画決定権者の見解
7. 10 電波障害	
<p>建て替える予定の市場の電波障害になると思います。</p>	<p>事業実施区域周辺地域は、宜野湾中継局の放送エリア外であり、当該地域は高安・嘉数送信所がカバーする範囲になりますので電波障害は生じません。</p>
7. 17 景観	
<p>市場も建て替えの可能性があります、景観等はどうなるのか気になるところです。環境の基準はクリアしているようですが、やはり景観が気になります。</p>	<p>景観的なマスタープランである浦添市及び那覇市の景観計画に基準・ルールが定められていますので、これらに準じて景観に配慮した計画にする予定です。</p>
<p>今の市場というのは、ある程度、平面であるが、恐らく建て替えの段階では7～8階の多層になると思う。そうすると、窓を開けると目の前に焼却炉（煙突）が見えるという景観も問題である。</p>	<p>本市及び那覇市は、景観法に基づく景観行政団体であり、それぞれが景観法に基づく景観計画を策定しています。新施設においても、両市の景観計画による景観形成基準を遵守して計画し、極力建物の分節化や色彩による工夫を行い、周辺施設等への景観の配慮を行う予定です。また、敷地内緑化の充実や敷地境界への樹木配置、建物のセットバック等をあわせて行うことで、配慮したいと考えています。</p>
■その他	
<p>浦添市のごみ回収業者は割り当て制になっています。自由競争をすると、料金が安くなると思いますので割り当てを撤廃できないでしょうか。</p>	<p>事業系ごみのごみ収集に関しては、国から「自由競争ではない」という通知が出ています。理由は、自由競争すると、業者が価格競争をすることで、結果として、ごみ処理が適正に行われない可能性があるという考えです。裁判になった例があり、裁判所から「自由競争ではありません」と判決が出ています。そのため、浦添市としては区域割を実施しています。なお、料金等でご不満がある場合は、ご連絡をお願いします。すぐに値段が下がるか分かりませんが、可能な限り調整します。</p>
<p>野球場のところに最新施設を作りますが、今の焼却場は、今後、何になりますか。</p>	<p>廃棄物処理施設として解体して活用していきます。</p>

表5. 2. 1-3 浦添市長意見の概要及び都市計画決定権者の見解

浦添市長意見	都市決定権者の見解
<p><b>2.2 対象事業の目的 について</b></p> <p>住民意見の概要（住民説明会）において、この場所に新クリーンセンターを建設することに関して懸念されているが、元々、本計画地は市街地（過密）化が進む本市の実情等により廃棄物処理施設用地を臨海部へ求めざるを得ない状況を背景に埋立造成された用地であります。</p> <p>そのため、本計画地以外に廃棄物処理施設を建設することは非常に困難であることから、当初予定のとおり本計画地において新クリーンセンターの建設を進めていただきたい。</p>	<p>当初の予定通り、環境影響に配慮した新クリーンセンターの建設を進めてまいります。</p>
<p><b>2.2 対象事業の目的 について</b></p> <p>住民意見の概要（意見書及び住民説明会）において、新クリーンセンター建設に伴う風評被害が懸念されているが、元々、本計画地は市街地（過密）化が進む本市の実情等により廃棄物処理施設用地を臨海部へ求めざるを得ない状況を背景に埋立造成された用地であり、現クリーンセンターにおいてこれまで環境基準を順守し、風評被害は起こっていない。</p> <p>また、新クリーンセンターにおいても、現施設以上の環境基準の基の計画であることから、本環境影響評価にて周辺環境に及ぼす影響はない（少ない）結果となっているものと認識している。</p> <p>しかしながら、今後も風評による問題・被害を生じさせることないように、より良い施設建設に向け取組みを進めていただきたい。</p>	<p>新クリーンセンター建設にあたり、環境影響に配慮し、風評による問題や被害が生じないように努めます。</p>

## 5.2.2 県知事意見及び都市計画決定権者の見解

準備書に対する県知事からの意見及び事業者(都市計画決定権者)の見解は、表5.2.2-2(1)～(6)に示すとおりである。

表 5.2-2(1) 準備書についての知事意見及び都市計画決定権者の見解

知事意見	都市計画決定権者の見解
<p><b>【前文】</b></p> <p>浦添市新一般廃棄物処理施設整備事業(以下「本事業」という。)は、昭和57年に竣工した浦添市クリーンセンターの老朽化にともない、新たにエネルギー回収型廃棄物処理施設(焼却施設)及びマテリアルリサイクル推進施設(破碎設備等・ストックヤード)を整備することを目的としている。</p> <p>本事業実施区域(以下「本区域」という。)は、昭和55年8月に「ごみ焼却場(浦添市衛生センターI)」用地として都市計画決定を行い、当時より将来の清掃工場の建替え用地として確保された用地である。当該区域は準工業地域に指定され、近隣に学校、病院等の環境保全について配慮が特に必要な施設が存在していない。</p> <p>一方、本区域周辺の海域の一部では、サンゴ類の高被度帯の分布が確認されていることから、本事業の実施による海域への影響について配慮する必要がある。</p> <p>以上を踏まえ、下記の事項に基づき予測・評価をより詳細にかつ可能な限り定量的に行った上で本準備書を修正して評価書を作成し、その過程において必要に応じて追加調査や情報収集を行うとともに、環境保全措置を十分に検討して環境への負荷を回避・低減し、周辺地域の生活環境及び自然環境の保全に万全の措置を講じること。</p> <p>また、沖縄県では、沖縄21世紀ビジョンの将来像の実現に向けた取組としてSDGsを推進しており、環境影響評価制度はSDGsが目指す持続可能な開発に資するものであることから、本事業に係る環境影響評価に当たっては、SDGsの理念に基づき、適切に実施すること。</p>	<p>本区域周辺の海域の一部では、サンゴ類の高被度帯の分布が確認されているため、本事業の実施による海域への影響がないように配慮しました。</p> <p>予測・評価をより詳細にかつ可能な限り定量的に行った上で評価書を作成し、その過程において植物や水質等の追加調査や各種情報収集を行うとともに、環境保全措置を十分に検討して環境への負荷を回避・低減し、周辺地域の生活環境及び自然環境の保全に努めました。</p> <p>また、沖縄県では、沖縄21世紀ビジョンの将来像の実現に向けた取組としてSDGsを推進しており、環境影響評価制度はSDGsが目指す持続可能な開発に資するものであることを勘案して、環境影響評価に当たっては、SDGsの理念に基づき、適切に実施しました。</p>

表 5.2-2(2) 準備書についての知事意見及び都市計画決定権者の見解

知事意見	都市計画決定権者の見解
1 総論	
(1) 事業計画等について	
<p>事業計画は、環境影響評価の予測等の前提条件となることから、焼却設備や発電設備の機器の仕様等について、可能な限り具体的に評価書に記載するとともに、必要に応じ、環境影響評価の見直しを行い、適切な環境保全措置を講ずること。</p> <p>環境影響評価手続後に機器の仕様等を決定する場合は、決定した仕様等を事後調査報告書に記載すること。なお、機器の仕様等が決定しないまま環境影響評価を行った項目のうち、大気質及び景観については予測に不確実性があると考えられることから、事後調査を実施し、事業の影響を適切に把握すること。</p>	<p>現時点において、可能な限り具体的な仕様等を設定のうえ、適切な環境保全措置に努めました。環境影響評価手続後に機器の仕様等を決定した場合は、決定した仕様等を事後調査報告書に可能な限り記載します。</p> <p>また、大気質の予測については、焼却規模から推計した最大排出ガス等の諸元での予測であり、供用後に予測値を上回る可能性はないことから事後調査はしないことにしています。なお、環境監視調査として排出ガス量及び濃度測定を環境監視調査で実施することにしており、この監視調査においても事業の影響を適切に把握できると考えています。</p> <p>景観については事後調査項目として選定し、評価書に記載しました。(p9-1、p9-10)</p>
(2) 施設規模等について	
<p>施設規模については、施設竣工5年後の2033年の計画収集人口を基に算定している。</p> <p>しかし、計画収集人口の推計値によれば、施設竣工の10年後の2039年には目標年度から約1万人上回り、その後も増加傾向と想定していることから、処理すべき廃棄物の量も増加することが考えられる。このため、施設規模の明確な算定根拠を評価書に記載すること。また、施設規模、運用等を見直した場合は、必要な調査、予測及び評価を実施すること。</p>	<p>計画収集人口について見直した結果、計画収集人口がピークに達する2045年は修正した計画目標年度(2035年)と比較して約1,500人程度増加します。施設規模194 t/日については、計画目標年度及び計画収集人口がピークに達する2045年にも対応可能です。計画収集人口等の施設規模算定に必要な数値に関して評価書に記載しました。(p2-19～20)</p>
(3) 焼却施設の設置位置について	
<p>住民説明会等において、焼却施設を本区域北側(海側)に設置し、景観や悪臭等に配慮してほしいなどの配置に関する意見があったが、事業者は津波の被害の低減を目的としているため南側(内陸側)に配置するとの回答であった。しかし、焼却施設の配置が北側、南側で景観、大気環境や津波に対し、どの程度影響するか比較検討されていない。</p> <p>このため、評価書において焼却施設の配置(海側、内陸側)による景観、大気環境及び津波に対する影響を比較検討した上で、南側に配置するとした具体的な根拠を記載すること。</p> <p>また、港湾計画その他の計画との整合についても確認し、その結果を評価書に記載すること。</p>	<p>基本計画作成時において、津波、高潮からの被害を最小限に留めることのほか、本施設の出入口を隣接施設の出入口の干渉を避けるための配慮のもと、焼却施設を南側配置とする計画を作成しています。</p> <p>なお、大気質については配慮書において煙突の位置にかかわらず周辺環境への影響は変わらないものと予測しています。また、騒音・振動等は実施設計時において、敷地境界で基準値を下回るように設備・機器や壁仕様を決定することになるため、北側・南側でも同程度の影響となり優劣は生じないと考えています。</p> <p>しかしながら、圍繞景観については、北側より南側の方が環境影響が大きいと考えられることから、緑化や分節化など環境影響の低減を図るための保全措置に努めます。</p> <p>また、海域に構造物を設置しない、かつ、新たに大量の水質汚濁物質を排出しない事業であり、港湾計画その他の計画との整合は図られていると考えています。港湾計画及び那覇港湾長期構想については、第2章に上位計画として追記しました。(p2-66～69)</p>

表 5.2-2(3) 準備書についての知事意見及び都市計画決定権者の見解

知事意見	都市計画決定権者の見解
(4) 同時稼働に係る影響について	
<p>新施設の試験運転時には既存施設も稼働する計画となっており、累積的な影響が考えられることから、影響を低減するため、新施設及び既存施設が同時に稼働する期間を可能な限り短くするような計画にすること。</p> <p>また、既存施設の撤去までの間の景観等に対する両施設が存在することによる影響についても、調査、予測及び評価を実施し、事業の影響について把握した上で、必要に応じ適切な環境保全措置を検討すること。</p>	<p>新施設の試験運転時には既存施設も稼働する計画となっているため、大気環境は累積的な影響を考慮した予測・評価を実施しており、その結果、同時稼働の環境影響は極めて小さいと評価しています。しかし、影響をさらに低減するため、新施設及び既存施設が同時に稼働する期間を可能な限り短くするように努めます。</p> <p>景観については、現施設の撤去時期は未定であるため、新旧施設の存在時についても予測・評価を行い評価書に記載しました。(p7.17.2-4、8)</p>
(5) 環境保全措置及び事後調査の検討について	
<p>ア 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応として、「追加の環境保全措置」の実施要件となっている「環境影響の程度が著しい」場合については、具体的な内容を明記すること。</p> <p>また、事後調査を実施するとしている各項目の「環境影響の程度が著しい」と判断する場合の要件又は考え方を評価書に記載すること。さらに、環境監視調査の対象項目についても、「環境影響の程度が著しい」場合の考え方を示し、適切な環境保全措置を講じること。</p>	<p>事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応として、「環境影響の程度が著しい」場合については、評価書に具体的な内容を明記しました。</p> <p>また、事後調査及び環境監視調査を実施するとしている各項目の「環境影響の程度が著しい」と判断する場合の要件又は考え方を評価書に記載しました。(p9-11~13)</p>
<p>イ 環境保全措置については、沖縄県環境影響評価技術指針(以下「技術指針」という。)第4の8(3)に基づき、実施主体、具体的内容及び方法、効果の不確実性等を明らかにするよう整理すること。</p> <p>特に景観等に対する環境保全措置、赤土等の濁水処理施設や地上徘徊性の動物(ワタセジネズミ、オカヤドカリ)に対する日々の各種措置に係る維持管理などの手法については、明確に評価書へ記載すること。</p>	<p>環境保全措置については、沖縄県環境影響評価技術指針(以下「技術指針」という。)第4の8(3)に基づき、実施主体、具体的内容及び方法、効果の不確実性等を明らかにするよう整理しました。(p8-1~30)</p> <p>景観等に対する環境保全措置、赤土等の濁水処理施設や地上徘徊性の動物に対する日々の各種措置に係る維持管理などの手法については、可能な限り明確に評価書に記載しました。(p8-6、9、28)</p>
<p>ウ 環境保全措置としての外来種対策については、実行可能な範囲内で事業に係る環境影響ができる限り回避、低減されるよう検討すること。また、外来種については、沖縄県対策外来種リスト及び生態系被害防止外来種リスト(環境省)に掲載されたアメリカハマグルマ、シロアゴガエル、イエネコ、クマネズミを対象として検討が行われているが、沖縄県希少野生動植物保護条例が令和2年に施行されていることから、同条例における指定外来種に係る環境保全措置についても検討すること。</p>	<p>環境保全措置としての外来種対策については、実行可能な範囲内で事業に係る環境影響ができる限り回避、低減されるよう評価書にて再度検討しました。(p8-8、10)</p> <p>また、沖縄県希少野生動植物保護条例における指定外来種については、準備書において指定外来種の状況として整理しています。陸域動物では同条例の指定外来種の確認がなかったため、環境保全措置について検討はしていませんが、その旨について評価書に記載しました。(p7.12.2-63)</p>
<p>エ 気候変動は、環境影響評価の実施に係る地域特性に対して将来的に様々な影響を与えるおそれがある。特に降水パターンの変化により、工事中における赤土による水の濁りや、供用後における本区域からの雨水排水に伴う水の汚れなどに影響を及ぼすおそれがあることから、「気候変動影響評価報告書(環境省)」、「気候変動監視レポート(気象庁)」等の最新の知見の収集に努め、当該知見を反映した予測、評価を実施すること。</p>	<p>第2章の雨水排水計画の降雨量は、近年(2012年~2021年:10年間)のデータを用いました。</p> <p>「気候変動影響評価報告書」では、全国平均の年降水量は20世紀末と21世紀末の間で有意な変化傾向は見られないとされており、沖縄・奄美では増加傾向のシナリオもありますが、地域単位での予測は不確実性が大きいとされています。</p> <p>以上のことから、当該知見は、不確実性が大きいいため、予測・評価には使用しませんでした。</p>

表 5.2-2(4) 準備書についての知事意見及び都市計画決定権者の見解

知事意見	都市計画決定権者の見解
(6) 環境影響評価について	
<p>技術指針第4の5(3)ア(ア)において、予測の基本的な手法として定量的に把握する手法を求めており、定性的に把握する手法を選定した項目については、定量的な把握が困難である理由を明らかにすること。定量的な把握が困難である理由がない場合は、定量的な内容となるよう再度調査、予測及び評価を実施すること。</p>	<p>可能な限り定量的に把握する手法としましたが、動植物(陸域植物、陸域動物、陸域生態系)の予測については、一部定性的に把握する手法とし、定量的な把握が困難である理由を評価書に記載しました。(p7.11.2-3~6、p7.12.2-3~5、p7.13.2-3~4、p7.14.2-3~4、p7.15.2-3~5、p7.16.2-3~5)</p>
2 各論	
(1) 騒音	
<p>騒音の予測、評価手法として、廃棄物運搬車両の走行が計画されている地点のうち、地点7、8については幹線交通を担う地域に相当するが、学校施設付近であることに配慮し、より厳しい環境類型区分B地域に相当する評価を行うとしている。しかし、地点8に関する評価はB地域としての取扱いではなく、幹線交通を担う地域となっており、その結果、地点7よりも騒音レベルが大きくなると予測されているにも関わらず、事業の影響はないとしていることから、適切な評価結果となっていない。</p> <p>このため、地点8について、再度予測、評価を行い、事業の影響を適切に把握すること。また、走行ルートの変更などの環境保全措置についても検討し、事業による影響を可能な限り回避、低減すること。</p> <p>また、資機材運搬車両の走行に係る騒音の予測、評価手法については、廃棄物運搬車両の走行と同様により厳しい環境類型区分B地域として実施すること。</p>	<p>那覇工業高等学校付近の地点8については、幹線道路である浦添西海岸道路に面していますが、浦添ふとう南緑地が前面にあり、校舎・校庭まで約150m隔たっていることから、道路と校庭が接している曙小学校前の地点7と違って、特に環境に配慮する施設付近ではないと判断し、評価書で記載内容を「幹線交通を担う道路に近接する空間」の基準値に修正しました。</p> <p>(p7.2.2-14、p7.2.2-38)</p> <p>なお、那覇工業高等学校周辺は騒音の環境基準のC区域に指定されており、資機材の運搬車両等の走行時及び廃棄物運搬車両等の走行時ともに、予測値は環境基準値を下回っています。</p>
(2) 赤土等による水の濁り	
<p>工事中に発生する水の濁りについて、事業者は濁水処理施設におけるSSの計画放流濃度については、メーカーへのヒアリングの結果及び粘土・シルトの多い土質であることを勘案し50mg/Lとしているが、予測の結果、排出先付近の海域では水産用水基準を超過したSSの値となり、一時的に海域に影響があるとしている。一方、県内の他事業では濁水処理施設からの計画放流濃度を25mg/Lとし、海域への影響の低減に努めている事例もあることから、他事例を参考に計画放流濃度の見直しを検討し、事業者の実行可能な範囲で事業の影響の低減に努めること。また、見直しを行わない場合、計画放流濃度設定の理由を評価書に記載すること。</p>	<p>濁水処理施設からの計画放流濃度設定の理由について評価書(第2章2.5.8赤土等流出防止計画)に記載しました。(2-39)</p>
(3) 水の汚れ	
<p>供用後における本区域からの雨水排水に係る予測の結果、放流先付近の海域では現況よりCOD濃度が増加し、環境基準を超過すると予測されていることから、水の汚れ及び海域生物に関する事後調査及び雨水排水の場内利用等の環境保全措置の実施についても検討し、事業の影響を可能な限り回避、低減すること。</p>	<p>海域へのCOD排出濃度について降雨時調査を実施し、その結果を踏まえ再度、予測、評価し評価書に記載しました。(p7.7.1-1、5~6、17、p7.7.2-3、6~7、10、27~28)</p>

表 5.2-2(5) 準備書についての知事意見及び都市計画決定権者の見解

知事意見	都市計画決定権者の見解
<p>また、海域へ放流する量が現況と比べて変動が大きい場合、海域生物への影響が懸念されることから、本区域から海域への排水量の増減を把握した上で、海域生物への影響について、予測、評価すること。</p>	<p>本区域から海域への排水量の増減を把握した上で、海域生物への影響について予測、評価し、評価書に記載しました。(p7.7.2-10)</p>
<p>(4) 陸域動植物</p>	
<p>ア 現存植生図における本区域周辺の植樹帯についても植生調査を実施し、その結果を評価書に記載すること。また、植生調査の結果から、生態系の概況に変更が生じ、予測、評価結果を修正した場合においては、必要に応じ環境保全措置についても検討し、その内容についても評価書へ記載すること。</p>	<p>植樹帯において、植生調査を実施し、その結果を評価書に記載しました。(p7.11.1-4~5、10、29)  なお、調査結果から、生態系の概況に変更が生じることはありませんでした。</p>
<p>イ 陸域動物の事後調査として、類似環境へ移動するとした重要な種について、移動後の生息状況及び生息環境を調査するとしているが、移動能力の高い種を対象とした個体数の確認については、技術指針第4の9(5)に基づき、客観的かつ科学的根拠を示した上で事後調査の手法について検討し、その結果を評価書に記載すること。</p>	<p>移動能力の高い種を対象とした個体数の確認については、技術指針第4の9(5)に基づき、客観的かつ科学的根拠を示した上で事後調査の手法について検討し、その結果を評価書に記載しました。(p9-8)</p>
<p>(5) 海域動植物</p>	
<p>令和3年度第11回沖縄県環境影響評価審査会における委員からの意見に対し、事業者は「赤土等による水の濁りの評価基準として用いた水産用水基準については、サンゴ類について評価することは適当でないことから、工事の懸濁物質の寄与濃度の分布範囲から生物への最大の寄与濃度を求めて再度予測、評価を実施する」と説明しているが、予測、評価に当たっては、技術指針第4の5(3)(4)に基づき、予測、評価手法について具体的に検討、整理し、これを明らかにすること。</p>	<p>予測、評価に当たっては、技術指針第4の5(3)(4)に基づき、予測、評価手法について具体的に検討、整理し、評価書に記載しました。(p7.13.2-3~4、p7.14.2-3~4、p7.16.2-3~5)  なお、赤土等の水の濁りの再予測の結果、SS濃度は現況より工事の負荷量が低減すると予測されたため、サンゴ類を含む海域動植物への影響はないと予測しました。(p7.13.2-5~6、14~15、p7.14.2-5~6、12~13、p7.16.2-6~18、20~22)</p>
<p>(6) 陸域・海域生態系</p>	
<p>陸域生態系の上位種の選定について、事業者は注目種としてイエネコを選定しているが、都市環境という地域特性上、住民等が餌やりしている状況も確認されていることなどから、自然環境における生態系を適切に表した種には該当しないと考える。</p> <p>また、海域生態系についても、典型種としてミスジチョウチョウオを選定しているが、同種はサンゴ礁域に生息する種である。通常、サンゴ類は赤土等の影響の少ない海域に生息しており、常に赤土等の影響を受けている放流先付近海域の典型種にミスジチョウチョウオを選定しているのは妥当でないと考えられるため、陸域及び海域生態系における注目種の選定については、再検討した上で改めて予測、評価を行い、事業の影響を把握すること。</p>	<p>イエネコについて検討した結果、ご指摘以外にも外来生物でもあり自然環境における生態系を適切に表した種には該当しないと判断し、評価書では上位性の注目種より除外しました。(p7.15.1-18~19、p7.15.2-10~17)</p> <p>同様に典型性の注目種であるホオグロヤモリについても、外来生物であることから、自然環境における生態系を適切に表した種には該当しないと判断し、評価書では典型性の注目種より除外しました。(p7.15.1-18~19、p7.15.2-10~17)</p> <p>ミスジチョウチョウオについては、生息基盤であるサンゴ礁域の典型性の注目種として抽出しましたが、常に赤土等の影響を受けている海域においての典型性として検討した場合、適切ではないため、評価書では典型性の注目種より除外しました。(p7.16.1-38~39)</p> <p>上記のように陸域及び海域生態系における注目種の選定については、評価書において再検討した上で改めて予測、評価を行い、事業の影響を把握しました。</p>

表 5.2-2(6) 準備書についての知事意見及び都市計画決定権者の見解

知事意見	都市計画決定権者の見解
( 7 ) 廃棄物等	
<p>ア 焼却施設の稼働に伴い発生する廃棄物(焼却灰・飛灰)については、今後、セメント原料として再資源化を行うとしているが、受入先となっている民間セメント工場については、年間受入量約4,600t/年(令和2年度実績)であるのに対し、本事業で発生する廃棄物の発生量は9,490t/年となっており、2倍以上多くなっている。このことについて、「今後受入量の拡大が想定されている」とし、今後、廃棄物が適切に再資源化できるか不確実な内容となっている。また、「今後の状況次第で県外の施設の可能性も想定される」とするなど、準備書に記載されていない施設での受入についても検討していることから、受入先の候補の調査を行い、廃棄物の再資源化について適切に予測、評価を行うこと。</p>	<p>焼却飛灰及び廃乾電池については、民間セメント工場等や県内での受け入れが困難になる可能性があり、県外業者及び県内業者に搬入し処理することも検討しており、その結果を評価書に記載しました。(p7.19.2-6)</p>
<p>イ 工事の実施に伴い発生する廃棄物について事業者は、「木くず、紙くず、繊維くずは管理型品目であるが、無害化後に安定型品目として処分することとした」としているが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)では、そのように取り扱うことはできない。</p> <p>廃棄物の処分に係る計画については、工事の実施に伴う廃棄物が適切に処分できる計画となるよう再検討を行い、調査、予測及び評価を実施し、事業の影響について把握した上で、必要に応じ適切な環境保全措置を検討すること。</p>	<p>「木くず、紙くず、繊維くずについては、(株)倉敷(沖縄市)又は沖縄県環境整備センター(株)(名護市)の産業廃棄物管理型最終処分場に搬入し処分することとし、評価書では修正しました。(p7.19.2-3~4)</p>
( 8 ) 温室効果ガス等	
<p>温室効果ガスについては、第2次沖縄県地球温暖化対策実行計画において、中期目標として2030年度において2013年度比26%削減、長期目標として2050年度に向けて排出量実質ゼロを目標にしており、温室効果ガスの排出量を削減する緩和策は今後より重要な対策の一つとなる。このため、本事業における温室効果ガス等に係る環境保全措置の検討に当たっては、現時点で存在する最も発電効率の良い発電設備の設置を検討するなど、実行可能な範囲でより良い技術の導入を検討し、その内容を評価書に記載すること。</p>	<p>新焼却施設に設置する発電施設については、実施設計段階で、可能な限り発電効率の良い設備を設置するよう検討します。(p7.20.2-20)</p>